

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する市町村等の意見を同法第8条第3項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成25年1月23日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートリアル名取美田園店

名取市美田園五丁目6番2, 6番3

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社光輝 代表取締役 川村 宏昭

仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内185番地

3 市町村の意見の概要

当該店舗駐車場への出入口は、店舗東側及び南側の2か所となっている。県道塩釜亘理線を南進する車両の店舗駐車場への誘導は、県道に右折レーンが設置されていることから、生活道路を利用した店舗南側駐車場入口への誘導を基本とするものと捉える。しかし、地域住民からの要望により南側出入口が閉鎖されており、誤って市道内に入った車がUターンを行ったり、出口を探しながらかなりのスピードで走行するケースが見受けられる状況になっている。そこで、今回の変更事項ではないが、以下について要望する。

(1) 地域住民と調整を図り、店舗南側出入口を復活させ、危険な状況を改善すること。

(2) 店舗南側出入口の復活が不可能な場合、2か所の搬入車両出入口の1か所を来店車両用出入口に変更すること、誘導員の配置による安全な車両誘導を図ること、店舗周辺の誘導看板を設置することなどの検討を図られたい。

4 地域住民等の意見の概要

スーパーセンタートリアル名取美田園店には、来客用出入口が県道塩釜亘理線側（東口）と店舗南の生活道路側（南口）の2か所しかない。この生活道路は、通り抜けができず、幹線道路である県道塩釜亘理線と接続している。したがって同店への来客車両で道路が込み合うと、美田園五丁目7番地から12番地に居住する住民にとっては、自家用車の出入りが困難になるだけでなく、騒音や排気ガス等で生活環境が悪化すると予想される。また、この生活道路には歩道がないため、子ども

たちの安全も危惧される。

先日、同店駐車場でフリーマーケットが開催された際には、生活道路に入り込んだ車両が美田園五丁目7, 8, 11番地内で周回を繰り返したことから、同店の開店を前に住民の不安が高まっている。このときは、美田園交番から岩沼警察署に連絡をしていただき、交通整理や誘導員の配置等の指導により問題は徐々に解消されていった。しかし、同店の規模はフリーマーケットに比べて大きく、誘導員の配置等だけでは不安である。

美田園五丁目7番地から12番地にはまだまだ空き地があり、これからも住民が増えていくと考えられる。住民の安全と安寧を維持するため、生活道路に面した南側の出入口を封鎖し、代わりに北側の荷物搬入口を一般客に開放すべきと考える。

5 縦覧場所

宮城県経済商工観光部商工経営支援課，宮城県県政情報センター及び名取市役所

6 縦覧期間

平成25年1月23日から平成25年2月25日まで（ただし，閉庁日を除く。）